

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市伝統芸能継承事業補助金
補助の区分	事業補助（事業補助）
補助の概要	長い年月の間に守り伝えられてきた郷土の伝統芸能を継承・発展させることを目的として、市内の団体が行う計画的・継続的に伝統芸能を知る・見る・触れる機会を提供する活動に対して補助金を交付する。
補助事業者	市内に活動の本拠を有する文化団体、各種団体及び補助事業を実施するために組織された実行委員会
補助対象経費	普及公開事業（報償費・旅費・需用費（消耗品費、印刷製本費）・役務費（通信運搬費、保険料）・委託料・使用料及び賃貸料） 担い手育成事業（報償費・旅費・需用費（消耗品費、印刷製本費）・役務費（通信運搬費、保険料）・使用料及び賃貸料・具、器具の修理・購入費）
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	上限10万円、下限5万円
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	1/2以下
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	数値化不可
※数値目標の設定検証	○目標に対する費用対効果（計算式） 芸能を活用し、観光イベントの開催や体験旅行の誘致などで活用することにより、佐渡への交流人口の増加等の経済波及効果などを算出する。 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 国指定重要無形民俗文化財の「佐渡の人形芝居」のほか、県内に指定された無形民俗文化財の種別が21、祭組といわれる鬼太鼓等の芸能が約100、その他、民俗や能、各集落で傳承されている芸能等の把握が正確にできないため。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 募集概要を佐渡市ホームページ、市報さどで周知
事業担当（担当部署）	社会教育課佐渡学センター
（電話番号）	0259-52-2447